2015/07/30 安全保障関連法案の撤回を求める信州大学人の会第一回シンポジウム
新安保法制の違憲性と日本国憲法の規範性

成澤孝人(憲法学)

１　新安保法制の概要

10 個の法律の改正法＋国際平和支援法
中心となる仕組み

①（限定的な？）集団的自衛権＝存立危機事態→武力攻撃事態法
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。←2014･7･1 閣議決定

②重要影響事態法　そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
※周辺事態法(1999)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
後方地域現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海･･及びその上空の範囲

･物品および役務の提供には、武器弾薬を含まない
･戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備はおこなわない。

テロ対策特措法(2001)、イラク特措法(2003)でも同様の規定イラク特措法～非戦闘地域
重要影響事態法、国際平和支援法→後方地域、非戦闘地域というカテゴリーを廃止。「現に戦闘が行われていな」ければ活動できる。弾薬の提供と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油、整備もできる。

２　新安保法制の違憲性

(1)自衛隊の合憲性と集団的自衛権の違憲性
自衛戦争が認められるかどうかが、大きな分岐点→自衛戦争が認められれば、自衛のための戦力の保持も認められるはず。政府解釈は、自衛戦争も含めて一切の戦争が禁止されているという解釈が前提になっているはず。

砂川最高裁判決(1959)
かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止している

のであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。…
しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。

1972 政府見解
　憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、…自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。
　しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための指置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことがゆるされるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

第 90 回帝国議会での吉田茂発言
「国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、わたしはかくの如きを認むることは有害であると思うのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたることは、顕著なる事実であります。‥‥故に正当防衛、国家の防御権による戦争を認むるということは、偶々戦争を誘発する有害な考えである‥‥」「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定はしておりませぬが、第９条２項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したのであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります」

自衛隊の合憲性　一切の戦力を否定し、交戦権も否定した日本国憲法において許されるのは、急迫不正の侵害を受けたときの必要最小限度の実力行使に限定される。

⑵新安保法制の違憲性
･存立危機事態～①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、②これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白

な危険がある事態
① は、自国が攻撃を受けていないのに、先に攻撃ができる点で、9 条 2 項にいう戦力に当たる。
②にあたるかどうかの判断は、事の性質上、内閣が判断するのであり、歯止めにはならない。また、ホルムズ海峡での機雷除去、南シナ海での機雷除去をおこなうという国会答弁からしても、②が限定にならないことは、明らか。
・重要影響事態～「現に戦闘が行われていない」としても、弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する
給油及び整備をふくむ支援活動は、他国軍隊との一体化であって、9 条 1 項で禁止されている武力の行使にあたる。

⑶安倍政権による解釈変更の問題
安保法制懇報告書(2014)→憲法解釈の変更を主張
安倍政権→以前の解釈の枠内という説明⇒相当に苦しいだけでなく、不誠実

憲法が実質的に変更されるかどうか⇒新安保法制制定前の日本国と以降の日本国を比較すればわかる。

制定前…自国が攻撃を受けない限り自衛権の発動はできない。⇒一切の戦争はできず、自国防衛のためのぎりぎりのみが許容
される。
制定後…自国が攻撃を受けなくても、自衛権の発動ができる。⇒自己防衛のためのぎりぎりを超え、「戦争」が法的に可能になる。

以前の解釈の枠内という説明→以前の解釈をきちんとした説明なく拡大している可能性十ここで砂川事件最高裁判決が援用されるが、砂川判決は集団的自衛権を認めたものではない。

３ 日本国憲法における立憲主義と国民主権
⑴憲法と通常法
立憲主義～憲法と通常法との２段構造
憲法…国民の憲法的コンセンサス～96 条の国民投票→国家のおり方の最終的決定は、憲法改正権たる国民にある。
通常法…国会
国家権力は憲法に拘束されるというのが立憲主義のルール。権力がそれを逸脱したとき、止

めることができるのは主権者国民

⑵憲法の拘束力
①憲法…政治的に決着することを避けた方がよい事柄を「法」の領域に放逐⇒違憲と疑われる事柄については、違憲でないことを証明しなければならない。
②違憲審査をおこなう国家機関は、裁判所だけではない。国会もまた、法律制定の際に合憲性を説明しなければならない。
③日本における立憲主義
憲法の本質～人権と権力分立　人権(実体的)、権力分立(手続的)
議院内閣制における立憲主義…政府が国会を通じて国民に果たす説明責任
日本における立憲主義の歴史～憲法 9 条の規範を、国会における論戦を通じて作り上げてきた。
・不毛な議論として揶揄てしまえば、憲法の規範性はなくなる。
・議論は、ようやく憲法をもつ国家にふさわしい方向へ向かっている。強権的で非立憲的な政治と国民による憲法政治のどちらが勝利するのかが、今、問われている。

⑶憲法第９条の本質
経験が教えるのは、戦争はいつのまにか始まり、多くの人々の生命と幸福を奪うということである。そうであれば、自国防衛のぎりぎりしか認めない憲法９条の政府解釈は、戦争に参加しないことによって、日本国民の安全を守ってきたといえよう。先に手を出せば反撃される。この当たり前のことをもう一度認識するべきである。９条は政府に隣国と仲良くすることを求めている。